

砺波市防災行動計画 (タイムライン)



平成28年3月策定
平成29年5月改定
平成30年10月改定
平成31年4月改定
令和3年6月改定

砺波市

— 目 次 —

第1章 防災行動計画（タイムライン）の概要	1
1 タイムラインの目的	1
2 タイムラインの先進事例	1
3 タイムラインに関する近年の取組	2
第2章 砺波市における風水害に関するタイムライン	3
1 タイムラインの前提	3
2 風水害に関するタイムライン	3
第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順	4
第1 3日前（72時間前）に想定される活動の内容と手順	4
第2 2日前（48時間前）に想定される活動の内容と手順	5
第3 1日前（24時間前）に想定される活動の内容と手順	6
第4 16時間前に想定される活動の内容と手順	8
第5 12時間前に想定される活動の内容と手順	10
第6 7時間前に想定される活動の内容と手順	13
第7 4時間前に想定される活動の内容と手順	16
第8 大規模災害発生時に想定される活動の内容と手順	19
項目別防災行動一覧	23

第1章 防災行動計画（タイムライン）の概要

1 タイムラインの目的

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

あらかじめ、時系列の災害対応を整理した防災行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、①事態の推移に応じた的確な対応に資する、②関係主体が相互に連携した対応に資する、③災害発生前の段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）に資することが期待できる。

2 タイムラインの先進事例

米国ニュージャージー州では、ハリケーン来襲時の対応を時系列で整理した災害対応プログラム（タイムライン）を2012年に作成している。このタイムラインは、暴風の発生の120時間前からの対応を規定したものである。

2012年10月のハリケーン・サンディへの対応において、ニュージャージー州は、事態が深刻となる前に十分な対応をとれるよう、関係機関で連携し、事前に準備された災害対応プログラムに沿って対策をとっていた。

米国では、災害のたびにその対応の検証と必要な改善策の議論が行われる。災害時の対応については、過去の実績等を踏まえ定型化されたものはプログラム化され、将来の災害に備えるために、関連する制度やシステムの改善とともに、災害対応者の行動規範や準備のタイムラインとして組み込まれる。

あらかじめ必要な災害対応を時系列で分析評価し「タイムライン」のようなレベルのものまでが事前に準備され、関係機関で、合意・共有されている。

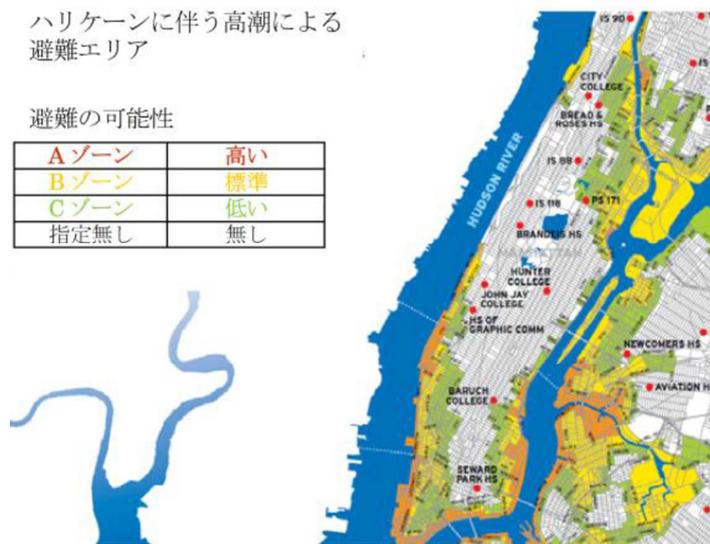


図3-1 ハリケーンのカテゴリ別避難エリア

判断事項	時刻
LEVEL2 態勢、3,4 への準備	120
避難所の計画・準備	96
避難の計画・準備	96
緊急事態宣言	72
LEVEL3 態勢	72
自治体・州の避難所準備	48
通行規制の計画・準備	48
避難指示	36
避難所開設	36
交通規制開始	36
公共交通機関停止	12
LEVEL4 態勢	24
その場での避難の指示	12
交通規制終了	3
対応者退避	0

※0時刻はニュージャージー州に上陸するハリケーンによる強風到達時刻

※各時刻は0時刻から遡った時刻

引用：米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書(第二版)

3 タイムラインに関する近年の取組

国土交通省は、ハリケーン・サンディから得られた教訓を活用し、大規模な水災害の発生を想定し、猛烈な台風が接近する際の事態の推移に係る時間軸に応じて発災前の段階における防災情報の発表・伝達、避難・危険回避対応の誘導、発災後の段階における救難・救護、公共交通機関運行・物資輸送の早期再開等を的確かつ円滑に実施するための防災行動計画を策定・活用するための検討を行っている。

この検討では、米国における事例も踏まえ、国土交通省だけではなく、住民、企業、自治体、関係省庁それぞれが主体的に、かつ、相互に連携して防災行動計画に則った対応を実践していくことの重要性を確認し、まずは、防災行動の前提条件となる公共交通機関の事前対応をベースにしながら防災行動計画の導入方法を検討し、今後、各主体とともに防災行動計画の策定を進めるべく、社会全体における防災・減災の機運を高めていきたいと考えている。

タイムライン（防災行動計画）を活用した取組



(引用：国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部
防災行動計画ワーキンググループ中間とりまとめ 平成26年4月24日)

第2章 砺波市における風水害に関するタイムライン

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応の実施時期を示すものであり、大規模な風水害における災害対応の時系列として作成するものである。

1 タイムラインの前提

砺波市で甚大な風水害の発生があった平成16年台風23号を想定するが、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の実施時期が早まったり、順序が変わる等、臨機の対応が必要になることに留意しなければならない。

なお、このタイムラインに基づき、対応を進め、有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていくものとする。

発生日時等	平成16年10月13日 9時頃 グアム島近海で発生 20日13時頃 高知県土佐清水付近に上陸 20日18時前 大阪府南部に再上陸 20日21時頃 砺波市に最接近 21日 3時頃 関東地方で温帯低気圧に
降雨量等	総雨量 325mm (岐阜県高山市荘川町六厩 (むまや)) 133mm (砺波) 時間最大雨量 13mm (砺波 20日19時) 45mm (六厩 20日19時) 中心気圧 955hPa (上陸時) 986hPa (最接近時) 最大風速 19m/s (砺波) 瞬間最大風速 40.6m/s (伏木) 庄川水位 7.01m (大門 21日0時10分) 7.68m (大門 21日2時00分) 庄川流量 2,578m ³ /s (小牧ダム 21日1時)
警報等の発令状況	暴風警報発令 10月20日 17時02分 大雨・洪水警報発令 18時24分 大雨(土砂災害)警報発令 20時32分 庄川洪水注意報発令 21時00分 暴風警報解除 21日 2時20分 洪水警報解除 10時50分 大雨警報解除 11時40分 庄川洪水注意報解除 12時00分
被害等の想定	庄川の増水 強風による建物等被害 公共交通機関の運休

2 風水害に関するタイムライン

平成16年台風23号を想定し、砺波市における避難支援等に係る重要な風水害対応を対象に実施時期を図示した「タイムライン概要版」と、砺波市における主要な風水害対応を対象に実施時期を一覧表で示した「タイムラインチェックリスト版」を示す。

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

第1 3日前（72時間前）に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

グアム島近海で発生した台風が、大型で非常に強い勢力となって沖縄の南海上を北上中で、沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、3日後には富山県付近を通過する予測が発表される。

中心気圧：940hPa 最大風速：45m 大型 非常に強い

◇気象予警報等

台風情報

◇砺波市内の状況

異常なし

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 台風に関する気象情報の収集（各課） 【1-(1)】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課） 【1-(2)】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 庁内各課への注意喚起（総務課）【1-(3)】

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(4) 各部災害対応報告調査の実施（総務課） 【1-(4)】

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について対応報告調査を行う。

2 水防活動（土木課、消防署、富山河川国道事務所）

(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 【6-(1)】

水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また、備蓄物資等の確認を行う。

第2 2日前（48時間前）に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

大型で強い台風は、勢力を維持しながら石垣島の西海上を通過中で、進路を北北東に変えて沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、2日後には富山県付近を通過する予測が発表される。

中心気圧：950hPa 最大風速：40m 大型 強い

◇気象予警報等

台風情報

◇砺波市内の状況

異常なし

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 台風に関する気象情報の収集（各課）【1-(1)継続】

風水害に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 庁内各課への注意喚起（総務課）【1-(3)継続】

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(4) 台風に関する気象情報の伝達（総務課）【1-(5)】

台風が砺波市へ接近することがわかった場合、浸水による要避難区域及び土砂災害警戒区域を有する自治振興会及び自主防災組織へ注意喚起を行うとともに必要に応じて自主避難が行えるよう連絡を行う。

2 臨時庁議の開催（総務課）

(1) 臨時庁議の召集【2-(1)】

気象の状況等により、臨時庁議開催の決定及び開催の通知を行う。

3 非常配備体制（総務課）

(1) 地区連絡員への連絡体制の確認等【3-(1)】

あらかじめ定められた地区連絡員に対して、連絡体制の確認及び注意喚起を行う。

(2) 非常連絡員への連絡体制の確認等【3-(2)】

あらかじめ定められた非常連絡員に対して、連絡体制の確認及び注意喚起を行う。

(3) 宿日直者への連絡体制の確認【3-(3)】

休日・夜間等の勤務時間外の災害に対する警戒態勢を確保するため、宿日直者に対して、緊急時における連絡体制の確認を行う。

4 災害時の広報・広聴（総務課）

(1) 市民・事業者への注意喚起【5-(1)】

台風の上陸の可能性が高いことから、市民・事業者に対し、台風の接近に対する警戒を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

第3 1日前（24時間前）に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、さらに北上を続け、沖縄本島を通過し、奄美大島近海を通過中で、九州の南端を通過し24時間後には富山県付近を通過する予測が発表される。

中心気圧：950hPa 最大風速：40m 超大型 強い

◇気象予警報等

大雨注意報・洪水注意報【新規】

◇砺波市内の状況

異常なし

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 台風に関する気象情報の収集（各課）【1-(1)継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 庁内各課への注意喚起（総務課）【1-(3)継続】

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(4) 台風に関する気象情報の伝達（総務課）【1-(5)継続】

台風が砺波市へ接近することがわかった場合、浸水による要避難区域、土砂災害警戒区域を有する自治振興会及び自主防災組織へ注意喚起を行うとともに、必要に応じて自主避難が行えるよう連絡を行う。

(5) 市施設へ安全対策を通知（総務課）【1-(6)】

市施設に対して、安全対策をグループウェアで通知する。

(6) 防災関係機関等との連携（総務課等）【1-(7)】

防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。

2 臨時庁議の開催

(1) 臨時庁議の開催（総務課）【2-(2)】

庁議を開催し、台風や気象の状況等に基づき今後の対応方針を決定する。

(2) 各部対応報告（各部局長）【2-(3)】

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について報告を行う。

(3) 市事業中止の判断（庁議等）【2-(4)】 ⇒ 【5-(3)】

台風が砺波市に接近する可能性が高いことから、市事業中止の判断を行う。

(4) 休校、休園等の判断（庁議等）【2-(5)】 ⇒ 【5-(4)】

台風が砺波市に接近する可能性が高いことから、学校の休校、幼稚園、保育所の休園等の判断を行う。

(5) 市営バス運休の判断（庁議等）【2-(6)】 ⇒ 【5-(5)】

台風が砺波市に接近する可能性が高いことから、市営バスの運休の判断を行う。

3 非常配備体制

(1) 非常配備体制の伝達・周知（総務課）【3-(4)】

庁議の結果を踏まえ、休日や夜間においても事態に即応した配備体制がとれるよう、配備基準及び配備体制を指示する。

4 災害時の広報・広聴

(1) 市民・事業者への注意喚起（総務課）【5-(1)継続】

台風が砺波市に接近する可能性が高いことから、市民・事業者に対し、台風の接近に伴う気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

(2) 自主避難の呼びかけ（総務課）【5-(2)】

災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、避難の方法等について、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

(3) 市事業中止の周知（各課）【5-(3)】

市事業のうち中止が決定したものについて、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民、関係者等に周知する。

(4) 休校、休園情報の伝達（教育総務課、こども課）【5-(4)】

校長及び園長等は、臨時休校及び休園等の措置をとったことを「教育・安心メール（小中学校）」及び電話連絡網等により速やかに保護者に対して伝達を行う。

(5) 市営バス運休情報の伝達（企画政策課）【5-(5)】

市営バスの運休を決定した路線について、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

5 水防活動（消防署）

(1) 水防要員への注意喚起【6-(2)】

水防要員である消防団に対して、注意喚起を行う。

6 公共土木施設等の応急措置（土木課、農地林務課）

(1) パトロール【7-(1)】

市内のパトロールを実施し、雨水ますや浸水箇所を中心に点検を行う。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第4 16時間前に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、鹿児島県の西海上を通過中で、広い暴風域を維持したまま四国に上陸する予測が発表される。

九州、四国地方の市町村で避難情報が発令されている。

中心気圧：950hPa 最大風速：40m 大型 強い

◇気象予警報等

大雨警報・洪水警報、暴風警報、水防警報（準備）【新規】

◇河川水位の状況

水防団待機流量到達（小牧流量観測所600m³/s）

◇砺波市内の状況

異常なし

第1非常配備体制 水防団待機

（連絡要員の配置、1時間ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認）

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 台風に関する気象情報の収集（各課）【1-(1)継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 庁内各課等への注意喚起（総務課）【1-(3)継続】

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(4) 台風に関する気象情報の伝達（総務課）【1-(5)継続】

台風が砺波市へ接近することがわかった場合、浸水による要避難区域、土砂災害警戒区域を有する自治振興会及び自主防災組織へ注意喚起を行うとともに必要に応じて自主避難が行えるよう連絡を行う。

(5) 防災関係機関との連携（総務課等）【1-(7)継続】

防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。

(6) 川の防災情報等からの情報収集（土木課）【1-(8)】

川の防災情報、防災ネット富山を活用して、1時間ごとに河川水位、雨量及び洪水短時間予報の情報等を収集する。

2 非常配備体制（総務課）

(1) 第1非常配備の発令【3-(5)】

小牧流量観測所における流量が、水防団待機流量に到達し、今後も流量の増加が見込まれることから、第1非常配備体制を発令する。

(2) 非常配備体制の伝達・周知【3-(4)継続】

あらかじめ指定を受けた職員に対して第1非常配備指令を伝達する。

また、状況によって速やかに第2非常配備に移行できるよう、配備基準及び配備体制を庁内各課等へ周知する。

3 災害時の広報・広聴（総務課）

（1）災害予警報発表の周知【5-(6)】

気象警報が発令されたことから、直ちに市内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、各地区自主防災組織等に通報するとともに、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

（2）自主避難の呼びかけ【5-(2)継続】

災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、避難の方法等について、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

4 水防活動（消防署）

（1）水防要員への待機要請【6-(3)】

小牧流量観測所における流量が、水防団待機流量に到達したところから消防団等に対して水防要員の体制確立及び待機を要請する。

5 公共土木施設等の応急措置（土木課、農地林務課）

（1）パトロール【7-(1)継続】

管内のパトロールを実施し、崖地、アンダーパス等の危険箇所を重点的に点検する。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第5 1 2時間前に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、広い暴風域を維持したまま高知県土佐清水市付近に上陸し、今後、近畿、中部、関東地方を通過する予測が発表される。

四国、九州、中国地方の多くの市町村で避難情報が発令されている。

中心気圧：955hPa 最大風速：40m 大型 強い

◇気象予警報等

大雨警報・洪水警報、暴風警報【継続】、水防警報【新規】

◇河川水位の状況

氾濫注意流量到達（小牧流量観測所1，000m³/s）

◇砺波市内の状況

台風の暴風域に入り、本州付近に停滞していた前線の活動が活発になったため、西日本から東北地方の広い範囲で暴風、大雨となっている。

市内では、時間10mm程度の雨が降り始めた。

第2非常配備体制 水防団出動

（避難判断流量到達が見込まれる場合、災害対策本部体制へ移行）

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 台風に関する気象情報の収集（各課）【1-(1)継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、市又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 防災関係機関との連携（総務課等）【1-(7)継続】

防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。

(4) 川の防災情報等からの情報収集（土木課）【1-(8)継続】

川の防災情報、防災ネット富山を活用して、1時間ごとに河川水位、雨量及び洪水短時間予報の情報等を収集する。

(5) 市内の被害状況収集（各課）【1-(9)】

市内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。

(6) 富山県総合防災情報システムによる報告（総務課、広報情報課）【1-(10)】

市が災害対策本部を設置した場合、富山県総合防災情報システムにより県へ報告を行う。

2 非常配備体制（総務課）

(1) 第2非常配備の発令【3-(6)】

小牧流量観測所における流量が、氾濫注意流量に到達し、今後も流量の増加が見込まれることから、第2非常配備体制を発令する。

(2) 非常配備体制の伝達・周知【3-(4)継続】

あらかじめ指定を受けた職員に対して第2非常配備指令を伝達する。

また、状況によって速やかに第3非常配備に移行できるよう、配備基準及び配備体制を庁内各課等へ周知する。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置【4-(1)】

避難判断流量到達が見込まれる場合、市長は、災害対策の推進を図るために、災害対策本部の設置を決定する。

企画総務部長は、本部各部長、富山県知事、関係各防災機関の長又はその代表者のうち、必要と認めた者に対して、本部の設置を通知する。

(2) 災害対策本部員会議の開催【4-(2)】

災害対策本部員会議を開催し、台風の状況等に基づき避難情報の発令及び避難所の開設等、今後の対応方針を決定する。

なお、避難が必要な状況が夜間や早朝となる場合は早めに避難情報を発令することを検討する。その場合、避難所の開設決定や避難誘導等の活動もそれぞれ早まることに留意する。

4 災害時の広報・広聴

(1) 災害予警報発表の周知（広報情報課、総務課）【5-(6)継続】

氾濫注意情報が発令されたことから、直ちに市内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、各地区自主防災組織等に通報するとともに、電話、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

(2) 市体制の広報（広報情報課）【5-(7)】

市が災害対策本部を設置したことを、電話、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（緊急情報）等、各地区自主防災会長への通知により市民に周知する。

広報内容及び時期等については、広報情報課が統一して処理する。

(3) 要配慮者利用施設等への情報伝達（社会福祉課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、こども課）【5-(8)】

氾濫注意情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模事業者等に伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(4) 自主避難の呼びかけ（広報情報課）【5-(2)継続】

災害時に事前避難を必要とする避難行動要支援者（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族へ、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、避難の方法等について、電話、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

5 水防活動

(1) 風水害応急・復旧業務の推進（土木課、消防署）【6-(4)】

警察署、消防署と相互に連絡をとり、市内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡し、浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

市管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

(2) 排水機場の監視及び排水樋管の操作（商工観光課）【6-(5)】

下中条排水機場の監視を行い排水樋管に逆流が生じた場合、排水機場のポンプ動作を行う。

(3) リエゾンの受入（災害対策本部等）【6-(6)】

北陸地方整備局から、連絡要員としてリエゾンの受け入れを検討する。

6 公共土木施設等の応急措置（土木課、農地林務課）

（1）パトロール【7-(1)継続】

管内のパトロールを行い、崖地、アンダーパス等の危険箇所を重点的に点検する。

（2）被災した公共土木施設等の応急措置【7-(2)】

点検の結果、不具合のある箇所については、直ちに災害対策本部に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

7 避難所の開設（総務課）

（1）避難所の開設準備【8-(1)】

避難情報を発令する場合に備えて、避難所の施設管理者及び地区連絡員に連絡を行い、避難所の開設や資材及び設備等の準備を行う。

8 避難誘導（総務課、消防署、警察署）

（1）避難誘導体制の確立【10-(1)】

避難情報を発令した際に、円滑に避難誘導を実施できるよう体制を確立する。
（避難誘導人員の配置、避難所の開設、資材及び設備等の準備等）

（2）避難用バスの手配【10-(3)】

避難情報を発令する場合に備えて、土砂災害警戒区域内に居住する要配慮者のための避難用バスの手配を行う。

第6 7時間前に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、大阪南部に再上陸し、広い暴風域を維持したまま富山県南部を通過する予測が発される。

京都府、大阪府、兵庫県等の多くの市町村で避難情報が発令されている。

中心気圧：970hPa 最大風速：35m 大型 強い

◇気象予警報等

大雨警報・洪水警報、暴風警報、水防警報【継続】

◇河川水位の状況

避難判断流量到達（小牧流量観測所3，400m³/s）

◇砺波市内の状況

岐阜県飛騨地方では時間40mmを超える記録的降水量を観測し、庄川の水位が上昇を続けている。市内では、時間10mm程度の降雨が続いている。

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達（各課）【1-(1)継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 防災関係機関との連携（総務課等）【1-(7)継続】

防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。

(4) 川の防災情報等からの情報収集（土木課）【1-(8)継続】

川の防災情報、防災ネット富山を活用して、1時間ごとに河川水位、雨量及び洪水短時間予報の情報等を収集する。

(5) 市内の被害状況収集（各課）【1-(9)継続】

市内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。

(6) 富山県総合防災情報システムによる報告（総務課）【1-(10)継続】

市が災害対策本部を設置した場合及び避難情報（高齢者等避難）を発令した場合、富山県総合防災情報システムにより県へ報告を行う。

(7) 避難所の受入状況等に関する情報収集（地区連絡員等）【1-(11)】

各避難所から、受入者の総数や避難行動要支援者の人数等について情報収集を行う。

2 非常配備体制（総務課）

(1) 第3非常配備の発令【3-(7)】

小牧流量観測所における流量が、避難判断流量に到達し、今後も流量の増加が見込まれることから、第3非常配備体制を発令する。

(2) 非常配備体制の伝達・周知【3-(4)継続】

全職員に対して第3非常配備指令を伝達する。

参集状況によって各班における応急対策要員が不足するときは、各部において調整を行い、なお不足する場合は総務班に要請し、増員するなどの対応を行う。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部員会議の開催【4-(2)】

本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第2回災害対策本部員会議を開催する。本部員会議に付議する事項は、砺波市地域防災計画に定める事項とする。

(2) 避難情報（高齢者等避難）発令の検討【4-(3)】

気象や河川流量の状況等に基づき、「砺波市避難情報に関するマニュアル」に基づき、避難情報（高齢者等避難）の発令及びその対象地区等を検討する。

4 災害時の広報・広聴

(1) 災害予警報発表の周知（広報情報課）【5-(6)継続】

氾濫警戒情報が発令されたことから、直ちに市内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、各地区自主防災組織等に通報するとともに、電話、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

(2) 避難情報（高齢者等避難）の呼びかけ及び被害状況等の周知（広報情報課）【5-(9)】

富山県やマスコミと連携し、市内の避難情報（高齢者等避難）の発令状況及び被害の状況、避難所における支援体制、医療救護の体制、応急措置対策の状況、交通機関の運行状況、被災地の状況等の被災者支援に関する情報等について伝達する。

また、マスコミからの取材申込があった場合には、必要な情報を提供する。

5 水防活動（土木課、消防署）

(1) 風水害応急・復旧業務の推進【6-(4)継続】

警察署、消防署と相互に連絡をとり、市内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡し、浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

市管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

6 公共土木施設等の応急措置（土木課、農地林務課）

(1) 被災した公共土木施設等の応急措置【7-(2)継続】

市は、市民や関係機関等からの情報を収集・整理し、市内における公共土木施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

7 避難所の開設

(1) 避難所の開設決定（災害対策本部等）【8-(2)】

避難情報（高齢者等避難）の発令により、市長は避難所の開設を決定する。

(2) 避難所の開設（地区連絡員等）【8-(3)】

避難をした人を受け入れるため、あらかじめ指定した指定避難所及び福祉避難所を開設する。

(3) 避難所の運営（地区連絡員等）【8-(4)】

避難所は、避難所運営マニュアルを活用して避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。また、自主防災組織や市災害ボランティアの協力を得て、避難者の保護にあたる。

8 避難情報（高齢者等避難）の発令

（1）避難情報（高齢者等避難）の発令（災害対策本部等）【9-(1)】

気象や河川水位の状況等から避難情報（高齢者等避難）の発令が必要と判断した場合、市長は 警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地区、避難先を定めて当該地域住民に対し避難情報（高齢者等避難）を発令する。

（2）避難行動要支援者登録非同意者名簿の配布及び避難支援依頼（総務課、社会福祉課、地区連絡員）【9-(2)】

避難情報（高齢者等避難）が発令された区域の自主防災組織及び民生委員児童委員などの避難支援等関係者に、平常時から避難行動要支援者（災害時に事前避難を必要とする人）名簿提供に、非同意者の名簿を地区連絡員等が配布する。これら避難支援等関係者に対し、適切な避難支援を行うよう依頼する。

（3）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達（社会福祉課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、こども課）【9-(3)】

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等に対して、避難情報（高齢者等避難）が発令されたことを伝達する。

（4）避難情報発令の助言要求（災害対策本部等）【9-(6)】

避難情報の発令検討に際して必要と判断した場合、市長は関係機関に対して助言を要求する。

9 避難誘導（総務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、消防署、警察署）

（1）避難誘導【10-(2)】

避難情報（高齢者等避難）の発令を受け、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。

避難誘導に迅速かつ円滑に避難者を誘導する。

（2）避難用バスによる避難誘導【10-(4)】

避難情報（高齢者等避難）の発令に伴い、関係各課等及び自主防災組織等と連携し、土砂災害警戒区域内に居住する要配慮者を避難用バスにて、あらかじめ指定してある避難所へ誘導する。

第7 4時間前に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、岐阜県大垣市付近を東方向に通過中で、やや勢力を弱めたものの広い範囲で暴風、大雨となっている。

飛騨市では避難情報（避難指示）が発令された。

中心気圧：980hPa 最大風速：30m 大型

◇気象予警報

大雨特別警報、土砂災害警戒情報【新規】

記録的な大雨に関する気象情報発表

◇河川水位の状況

氾濫危険流量到達（小牧流量観測所4，000m³/s）

◇砺波市内の状況

砺波市内で豪雨・強風による建物被害

公共土木施設に被害発生、市内の一部で停電・断水

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

(1) 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達（各課）【1-(1)継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。

(2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】

台風や気象の状況等を市長へ報告する。

(3) 防災関係機関との連携（総務課等）【1-(7)継続】

防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。

(4) 川の防災情報等からの情報収集（土木課）【1-(8)継続】

川の防災情報、防災ネット富山を活用して、1時間ごとに河川水位、雨量及び洪水短時間予報の情報等を収集する。

(5) 市内の被害状況収集（各課）【1-(9)継続】

市内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。

(6) 富山県総合防災情報システムによる報告（総務課、広報情報課）【1-(10)継続】

市が避難情報（避難指示）を発令した場合は、富山県総合防災情報システムにより県へ報告を行う。

(7) 避難所の受入状況等に関する情報収集（地区連絡員）【1-(11)継続】

各避難所から、受入者の総数や避難行動要支援者の人数等について情報収集を行う。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部員会議の開催（総務課）【4-(2)継続】

本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第3回災害対策本部員会議を開催する。本部員会議に付議する事項は、砺波市地域防災計画に定める事項とする。

(2) 避難情報（避難指示）発令の検討【4-(4)】

気象や河川流量の状況等に基づき、避難情報（避難指示）の発令及びその対象地区を検討する。

3 災害時の広報・広聴（広報情報課）

(1) 災害予警報発表の周知【5-(6)継続】

氾濫危険情報が発令されたことから、直ちに市内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、各地区自主防災組織等に通報するとともに、電話、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

(2) 避難情報（避難指示）の呼びかけ及び被害状況等の周知【5-(9)継続】

富山県やマスコミと連携し、市内の避難情報（避難指示）の発令状況及び被害の状況、避難所における支援体制、医療救護の体制、応急措置対策の状況、交通機関の運行状況、被災地の状況等の被災者支援に関する情報等について伝達する。

また、マスコミからの取材申込があった場合には、必要な情報を提供する。

4 水防活動（土木課、消防署）

(1) 風水害応急・復旧業務の推進【6-(4)継続】

警察署、消防署と相互に連絡をとり、市内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡し、浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

市管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

5 公共土木施設等の応急措置（土木課、農地林務課）

(1) 被災した公共土木施設等の応急措置【7-(2)継続】

市は、市民や関係機関等からの情報を収集・整理し、市内における公共土木施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

市内の公共土木施設に被害が発生しているため、各施設管理者は応急工事等の適切な措置を講じる。

6 避難所の開設

(1) 避難所の運営（地区連絡員）【8-(4)継続】

避難所は、避難所運営マニュアルを活用して避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。また、自主防災組織や市災害ボランティアの協力を得て、避難者の保護にあたる。

7 避難情報（避難指示）の発令

(1) 避難情報（避難指示）の発令（災害対策本部等）【9-(4)】

気象や河川水位の状況等から避難情報（避難指示）の発令が必要と判断した場合、市長は警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地区、避難先を定めて当該地域住民に対し避難情報（避難指示）を発令する。

避難情報（避難指示）が発令されたため、避難場所及び避難の方法等を、電話、防災行政無線、緊急速報メール、エリアメール、ホームページ（防災・緊急情報）、広報車等により住民に周知する。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達（社会福祉課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、こども課）【9-(3)継続】
浸水区域内の要配慮者利用施設等に対して、避難情報（避難指示）が発令されたことを伝達する。

(3) 避難情報発令の助言要求（対策本部等）【9-(6)継続】
避難情報の発令検討に際して必要と判断した場合、市長は関係機関に対して助言を要求する。

8 避難誘導（総務課、社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、消防署、警察署）

(1) 避難誘導【10-(2)継続】
避難情報（避難指示）の発令を受け、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。
市は、避難誘導に必要な職員等を配置する。

(2) 避難用バスによる避難誘導【10-(4)継続】
避難情報（避難指示）の発令に伴い、関係各課等及び自主防災組織等と連携し、土砂災害警戒区域内に居住する要配慮者を避難用バスにて、あらかじめ指定してある避難所へ誘導する。

第8 大規模災害発生時に想定される活動の内容と手順

◇台風の状況

台風は、やや勢力を弱めながら山梨県南アルプス市付近を東北東に通過中。
中心気圧：985hPa 最大風速：25m 大型

◇気象予警報

大雨特別警報（浸水害・土砂災害）、氾濫発生情報【新規】
記録的な大雨に関する気象情報発表【継続】

◇河川水位の状況

最高流量到達（小牧流量観測所6, 500m³/s）
庄川：決壊

◇砺波市内の状況

砺波市内で豪雨・強風による建物被害
公共土木施設に被害発生、市内の一部で停電・断水
河川管理施設の大規模な異常を確認、破堤・越水を確認

1 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達

- (1) 気象情報及び風水害に関する情報の収集・伝達（各課）【1-(1)継続】
台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、県又は関係機関から情報を収集する。
- (2) 現状を市長へ報告（総務課）【1-(2)継続】
台風や気象の状況等を市長へ報告する。
- (3) 防災関係機関との連携（総務課等）【1-(7)継続】
防災関係機関の災害に係る体制について情報を収集するとともに、問合せに対して必要な情報を提供するなどの対応を行う。
- (4) 川の防災情報等からの情報収集（土木課）【1-(8)継続】
川の防災情報、防災ネット富山を活用して、河川水の情報等を収集する。
- (5) 市内の被害状況収集（各課）【1-(9)継続】
市内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。
- (6) 富山県総合防災情報システムによる報告（総務課）【1-(10)継続】
市が避難情報（緊急安全確保）を発令したことについて、富山県総合防災情報システムにより県へ報告を行う。
- (7) 避難所の受入状況等に関する情報収集（地区連絡員等）【1-(11)継続】
各避難所から、受入者の総数や避難行動要支援者の人数等について情報収集を行う。

2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部員会議の開催【4-(2)継続】
本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第4回災害対策本部員会議を開催する。本部員会議に付議する事項は、砺波市地域防災計画に定める事項とする。
- (2) 避難情報（緊急安全確保）発令の検討（災害対策本部）【4-(5)】
気象や河川流量の状況等に基づき、避難情報（緊急安全確保）の発令及びその対象地区を検討する。

3 災害時の広報・広聴（広報情報課）

（1）災害予警報発表の周知【5-(6)継続】

大雨特別警報が発令されたことから、直ちに市内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、各地区自主防災組織等に通報するとともに、電話、防災行政無線、緊急メール、ホームページ（防災・緊急情報）等により市民に周知する。

（2）避難情報（緊急安全確保）の呼びかけ及び被害状況等の周知【5-(9)継続】

富山県やマスコミと連携し、市内の避難情報（緊急安全確保）の発令状況及び被害の状況、避難所における支援体制、医療救護の体制、応急措置対策の状況、交通機関の運行状況、被災地の状況等の被災者支援に関する情報等について伝達する。

また、マスコミからの取材申込があった場合には、必要な情報を提供する。

4 水防活動（土木課、消防署）

（1）風水害応急・復旧業務の推進【6-(4)継続】

警察署、消防署と相互に連絡をとり、市内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡し、浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

市管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

5 公共土木施設等の応急措置（土木課、県、富山県河川国道事務所）

（1）被災した公共土木施設等の応急措置【7-(2)継続】

市は、市民や関係機関等からの情報を収集・整理し、市内における公共土木施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

市内の公共土木施設に被害が発生しているため、各施設管理者は応急工事等の適切な措置を講じる。

6 避難所の開設

（1）避難所の運営（地区連絡員等）【8-(4)継続】

避難所は、避難所運営マニュアルを活用して避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。また、自主防災組織や市災害ボランティアの協力を得て、避難者の保護にあたる。

7 避難情報（緊急安全確保）の発令

（1）避難情報（緊急安全確保）の発令（災害対策本部等）【9-(5)】

気象や河川水位の状況等から避難情報（緊急安全確保）の発令が必要と判断した場合、市長は警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地区を定めて当該地域住民に対し避難情報（緊急安全確保）を発令する。

避難情報（緊急安全確保）が発令されたため、避難の方法等を、電話、防災行政無線、緊急速報メール、エリアメール、ホームページ（防災・緊急情報）、広報車等により住民に周知する。

（2）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への情報伝達（社会福祉課、高齢介護課、商工観光課、教育総務課、こども課）【9-(3)継続】

浸水区域内の要配慮者利用施設等に対して、避難情報（緊急安全確保）が発令されたことを伝達する。

(3) 避難情報発令の助言要求（災害対策本部等）【9-(6)継続】

避難情報の発令検討に際して必要と判断した場合、市長は関係機関に対して助言を要求する。

8 応援協力の要請（災害対策本部等）

(1) 災害時相互応援協定に基づく広域応援要請【11-(1)】

災害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難と判断した場合、災害時相互応援協定を締結している市町村、防災関係民間団体等に対し、あらかじめ定めた要請手続きにより応援協力を要請する。

(2) 防災関係機関等への応援要請【11-(2)】

災害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難と判断した場合、指定地方行政機関、他の消防機関に対し、あらかじめ定めた要請手続きにより応援協力を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請【11-(3)】

市長は、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、あらかじめ定めた要請手続きにより、県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

緊急避難、人命救助、事態が急迫し県知事に要請する暇がない場合は、直接陸上自衛隊第14普通科連隊（金沢）又は、航空自衛隊第6航空団司令（小松）に通報するとともに、速やかにその旨を県知事に通知する。

(4) 応援機関・自衛隊の受け入れ体制【11-(4)】

応援協力・派遣を要請した機関や団体等が活動するために必要な、活動場所、宿泊施設の確保などの受け入れ体制を可能な限り整える。

9 警備の実施

(1) 警戒区域の設定（災害対策本部）【12-(1)】

浸水被害等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長又は市長の職権を行う市の職員は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずる。警察署が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

また、警戒区域付近の市民等に対して、安全な場所への避難誘導を実施する。

(2) 警備及び救護活動（消防署、警察署）【12-(2)】

警察署と連携して、現場広報、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

災害が発生した場合には、警察署、消防署と連携して、全力をつくして人命の救出、救護に努める。

10 ライフライン施設の応急措置（総務課）

(1) 被災したライフライン施設の応急措置【13-(1)】

市は、市民や関係機関等からの情報を収集・整理し、市内におけるライフライン施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

市内の一部で停電が発生した場合、北陸電力は応急工事等の適切な措置を講じる。また、断水が発生した場合、上下水道班は応急給水等の適切な措置を講じる。